

## 行政機関通報処理要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、千代田区長（以下「区長」という。）その他の千代田区（以下「区」という。）の機関が、権限を有する行政機関として、外部の労働者等からの法令違反等に関する通報その他公益を目的とする通報（以下「通報」という。）を適切に処理するため、基本的事項を定めることを目的とする。

(対象)

**第2条** この要綱の対象とする通報は、法第2条第1項に規定する「公益通報」（以下この項において公益通報という。）とする。ただし、公益通報に該当しない場合であっても、相当な理由があると認めるときは、対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、千代田区職員等公益通報条例（平成15年千代田区条例第13号）第3条第1項に基づき行われた公益通報は、この要綱の対象としない。

(受付)

**第3条** 通報の受付及び相談は、当該通報対象事実に関する事務を所管する部署（以下「所管部署」という。）又は政策経営部総務課に設置する窓口（以下「相談窓口」という。）において行う。

2 通報を受け付ける者は、通報者に対し、その秘密は保持されることを説明し、通報者の氏名及び連絡先並びに通報の内容となる事実を把握するよう努めなければならない。ただし、通報者が匿名を希望する場合は、匿名のまま通報を受け付けることができる。

(教示)

**第4条** 所管部署又は相談窓口で通報を受け付けた場合において、当該通報対象事実について、区長その他の区の機関が権限を有しないときは、権限を有する行政機関を通報者に対し遅滞なく教示しなければならない。

2 前項の場合において、匿名その他の事由により、権限を有する行政機関を教示することができないときは、通報を受け付けた所管部署又は相談窓口は、権限を有する行政機関に対し当該通報について通知することができる。

(引継)

**第5条** 相談窓口において通報を受け付けた場合は、必要な資料を添えて、速やかに所管部署に当該通報の処理を引き継ぐものとする。

2 通報を受け付けた後に所管部署が異なることが明らかになった場合は、通報を受け付けた部署は、必要な資料を添えて、速やかに所管部署に当該通報の処理を引き継がなければならない。

(協議等)

**第6条** 通報対象事実に関する事務を所管する部署が複数にわたるときは、当該通報を受け付けた所管部署は、速やかに他の所管部署と通報の処理について協議しなければならない。

2 通報対象事実に関し、区長その他の区の機関及び外部の機関が処分又は勧告等をする権限を有する場合においては、連携して調査を行い、又は措置をとる等、相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(受理)

**第7条** 所管部署は、通報が法第3条第2号の場合における同号に定める公益通報に該当するとき又は相当な理由があると認めるときは、当該通報を受理することを決定し、通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。この場合においては、通報の処理終了までに必要と見込まれる期間を、通報者に対し通知するよう努めるものとする。ただし、通報者が匿名若しくは特に通知を希望しないとき又は事務の遂行若しくは公正な通報の処理に支障が生じると認めるときは、通報することを要しない。

2 所管部署は、通報を受理しないときは、受理しない旨に理由を付して、通報者に対し遅滞なく通知しなければならない。前項ただし書きの規定は、この場合の通知に準用する。

(調査の実施)

**第8条** 所管部署は、通報を受理した後は、直ちに必要な調査を行わなければならない。

2 前項の調査は、通報者が特定されないよう特に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる方法で行わなければならない。

(受理後の教示)

**第9条** 通報を受理した後に、区長その他の区の機関が処分又は勧告等をする権限を有しないことが明らかになったときは、通報を受理した部署は、権限を有する行政機関を通報者に対し遅滞なく教示しなければならない。この場合においては、法執行上の問題がない範囲において、自ら作成した当該通報事案に係る資料を通報者に提供することができる。

(調査結果に基づく措置の実施)

**第10条** 調査の結果、通報対象事実があると認められたときは、区長その他の区の機関は、

速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

(通知義務)

**第11条** 所管部署は、調査の状況及び結果、調査結果に基づく措置の内容その他通報に係る処理の状況を、適宜通報者に対し通知するよう努めなければならない。第7条第1項ただし書きの規定は、この場合の通知について準用する。

(秘密保持等)

**第12条** 通報の処理に従事する者は、通報者の秘密保持並びに利害関係人の信用、名誉及びプライバシーに配慮し、通報を処理するにあたり知り得た秘密を他に漏らすことのないようにしなければならない。

(協力義務等)

**第13条** 区職員は、本要綱に定める通報の処理のため、区の他の部署から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行わなければならない。

(利益相反関係の排除)

**第14条** 所管部署は、通報対象事実に関係すると思われる者を、当該通報事案の処理に関与させてはならない。

(報告)

**第15条** 所管部署は、通報を受理したとき及び当該通報の処理を終了したときは、その旨及び内容を政策経営部長に報告しなければならない。

(委任)

**第16条** この要綱に定めのない事項で必要な事項は、政策経営部長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年1月31日から施行する。

#### 附 則 (平成20年4月22日20千政総職第38号)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則 (平成24年4月27日24千政総務発第41号)

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。